

議会議案第5号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に
関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年3月22日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 山 中 益 敏

同 松 村 和 夫

同 上 原 雋

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月」を「平成26年3月」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

景気回復の兆しが見えてきたとはいえ、まだまだ先行きが不透明な状態が続いている。本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取り組みをさらに推進するため、現行の議員報酬及び期末手当の額の10%削減を平成26年3月まで延長しようとするものである。

(参考)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当の額並びにその支給に関する条例（抄）

附 則

（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）

- 2 平成24年4月から平成25年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。